

今後の土壌・地下水汚染対策に係る制度の見直しの論点

	現 状	論点と対応の考え方(案)
<p>1 土地の形質変更時における規定</p>	<p>条例 一定規模(3,000 m²)以上の土地を改変しようとする者に対し、当該土地における過去の特定有害物質等取扱事業所の設置の状況の調査(「履歴調査」)を実施した結果の届出を義務付け。知事は土壌汚染のおそれがあると認めるときは、土壌調査の実施及び報告を求める。(第42条)</p> <p>改正法 一定規模(3,000 m²)以上の土地の形質変更をしようとする者に対し届出を義務付け。知事は当該土地に汚染のおそれがあると認めるときは、土壌調査の実施を命ずる。(第4条)</p>	<p>3,000 m²以上を対象としてきた土地改変時における条例の規定と類似する、土地の形質変更時における規定が改正法に取り込まれたことから、<u>条例の取扱いについての検討が必要ではないか。</u></p> <p><法と条例との相違点></p> <ul style="list-style-type: none"> 履歴調査の義務付けについて 条例では、土地改変者に特定有害物質の使用等の履歴調査を義務付けているが、改正法の規定では、同様の調査を求めている。 改正法の規定に基づく土壌調査の命令は、公的な届出等の行政情報によることを基本とする考え方である。 また、これまでの条例の運用においても、土壌調査の実施の要否の実際の判断にあたり、履歴調査の結果は必ずしも有用な情報となっていない。 このため、事業者に負担を強いる履歴調査の必要性を検討すべきではないか。 対象となる面積(3,000 m²)の考え方 法の考え方は形質変更を行う実面積であり、条例は当該改変に関連する土地の面積を含む一団の事業計画面積としている違いがある。 対象となる面積の考え方を法に合わせることに、問題がないか。
<p>2 法や条例に基づかない土壌調査(自主調査)の取扱い</p>	<p>条例における土壌調査の実施に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質等取扱事業者は土壌調査に努める 特定有害物質等取扱事業者に対し、土壌汚染のおそれがあると認めるときに知事が土壌調査を求める 3,000 m²以上の土地の改変を行う場合に、履歴調査を行った結果を届け出て、その結果土壌汚染のおそれがあると認めるときに知事が土壌調査を求める <p><u>その他の調査(自主調査)についての規定はない。</u></p> <p>改正法における土壌調査の実施に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用廃止時に土壌調査を義務付ける(猶予の規定あり) 3,000 m²以上の土地の形質変更を行う場合に届出を行い、土壌汚染のおそれがあると認めるときに知事が土壌調査を命ずる 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがある場合に知事が土壌調査を命ずる <p>これらの規定に加え、法の規定によらない土壌汚染の調査により土壌汚染が判明した場合、<u>土地所有者等の申請により、規制対象区域に指定する規定が設けられた。(第14条)</u></p> <p>これら法や条例の規定に基づかない土壌汚染が多く判明している現状である。 (県で把握した土壌汚染の41%が該当)</p>	<p>法や条例に基づかない調査(自主調査)について、土壌汚染の把握の観点からも重要であり、今後とも推進すべきであることから、<u>その有効な活用及び適切な対応をとらせることについて検討が必要ではないか。</u></p> <p>(1)自主調査の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主調査により土壌汚染が判明した場合の相談・報告は、行政関与を求める考え方もある。 改正法第14条に基づく規制対象区域への指定の申請は、自発的なものである。 このため、報告や申請に至らない汚染事例についても適切な対応をとらせる方策の検討が必要ではないか。 <p>(2)自主調査の調査方法</p> <p>自主調査においては、適切な調査方法で実施されず適切な評価ができない場合や、過剰な調査が行われる場合があることから、自主調査の方法を規定すべきではないか。</p> <p>(3)自主調査により汚染が判明した場合に求める措置</p> <p>自主調査の結果、土壌汚染が判明した事案について、改正法第14条の申請がされない場合であっても、適切な措置を講じさせるよう検討すべきではないか。</p>

	現 状	論点と対応の考え方（案）
<p>3 特定有害物質等取扱事業所における土壌調査の時機等</p>	<p>条例 特定有害物質等取扱事業者に対し、指針に従って当該事業所の土壌・地下水を調査するよう努力義務を規定。(調査を実施すべき時機を定めていない。)(第39条第1項)</p> <p>現行法・改正法 水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設の使用の廃止時に当該土地の所有者等が土壌調査を行う義務を規定。(健康被害のおそれはないと知事が確認した場合は猶予。)(第3条)</p> <p><法と条例の調査の実施主体の違い></p> <ul style="list-style-type: none"> 法では、土壌汚染の判明以前に行うこと、土地は私有財産であること土地の掘削等に関する権限が必要であること、等から、<u>調査の実施主体は土地の所有者等</u>としている。 条例の特定有害物質等取扱事業者は、<u>土壌・地下水汚染を生ずる可能性があるため、汚染の防止に努める義務を負うことから、土壌調査を実施するよう努めさせるとともに、汚染があった場合は汚染者負担の原則により対応をすべき</u>との考え方である。 	<p>調査が実施されることなく特定有害物質等取扱事業所が廃止された場合に、条例の規定による土壌・地下水調査の実施主体がなくなり、規定の実効性が薄くなるため、<u>土壌・地下水の汚染状況調査の実施時機等の明確化が必要ではないか。</u></p> <p>(1)調査を実施すべき時機について</p> <ul style="list-style-type: none"> 土壌・地下水の汚染の状況について調査を実施する時機の明確化が必要ではないか。 <p>(調査を実施させる時機は、特定有害物質等取扱事業所としての管理がなされなくなる当該事業所の廃止時や用途の変更時が考えられる。)</p> <p>(2)調査を実施させる対象者について</p> <ul style="list-style-type: none"> 土壌調査が行われずに特定有害物質等取扱事業所が廃止された場合は、法の考え方を取り入れ、当該土地の所有者に土壌調査を実施させることについて検討が必要ではないか。
<p>4 土壌汚染が判明した場合の措置</p>	<p>条例 特定有害物質等取扱事業者に対し、土壌・地下水汚染が判明した場合は、指針に従って汚染の拡散防止のための応急措置を講ずるとともに、講じた応急措置及び今後講ずる措置の内容等について届出を義務付け。(第40条)</p> <p>改正法 法に基づく土壌調査の結果、土壌汚染が判明した土地を、健康被害のおそれの有無により、「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」に区分して指定し、汚染の除去等の措置が必要か否かを明確化した。(第6条、第11条)</p> <p>要措置区域については、土地の所有者又は当該汚染の原因者に対し、講ずべき汚染の除去等の措置を指示する。(第7条)</p>	<p>講じさせる措置の明確化について</p> <p>汚染の程度が軽微な事例であっても、事業者等に過重な負担となる掘削除去に偏重した措置が多く行われており、<u>汚染の程度等に応じた合理的な措置などについて検討が必要ではないか。</u></p>
<p>5 汚染土壌処理業の許可に先立つ生活環境影響調査の実施</p>	<p>汚染土壌浄化施設の認定手続き等に関する要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行法告示において、法に規定する指定区域内の土壌(汚染土壌)の処理方法として、知事が認定した汚染土壌浄化施設における浄化が規定されている。 これを受け、県は、汚染土壌浄化施設の認定手続き等に関する要綱(認定要綱)を設けている。 汚染土壌浄化施設は、廃棄物処理施設と同等の施設であり、周辺的生活環境への影響が懸念されることから、申請にあたって、生活環境影響調査を実施した結果の添付を求めている。 <p>改正法 汚染土壌の処理を業として行おうとするものは、施設ごとに知事の許可を受けなければならないと規定。(第22条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可申請にあたり、生活環境影響調査の実施を求めていない。 	<p>汚染土壌の処理を行うことによる周辺的生活環境への影響を事業者把握させ、影響がある場合は適切な回避・低減をさせる観点から、県が認定要綱で実施させてきた生活環境影響調査について、<u>改正法に規定された汚染土壌処理業の許可の際における制度化について検討すべきではないか。</u></p>